~ ニューサウスウェールズ州選挙 : 一人の日本人の視点から~

4月3日

3月25日(土曜日)にニューサースウェールズ(NSW)州議会選挙が行われました。

結果は皆さま御案内のとおり、12年振りの労働党への政権交代という結果となりました。私にとっては初めて見るオーストラリアでの選挙でした。一週間以上がたった今日(4月3日)時点で、最終的な議席数は確定していませんが、初めて経験した当地の選挙の印象、特に印象に残った日本の制度との違いを、着任から半年が経過したばかりのオーストラリア新参者である一人の日本人の視点として、共有したいと思います。

それでは、日本との違いとして興味深かった点をいくつかご紹介します。

- ・投票が土曜日に行われる(日本では日曜日。)。
- ・投票時間は午前8時から午後6時まで。日本より少し早く終わる(日本は国政選挙も地方選挙も午前7時から午後8時まで。)。
- ・投票日も選挙運動が可能。支援者が投票日に投票所前でビラを配っている(日本では投票日前日で選挙運動は終了。街頭演説は前日の午後8時で終了。)。
- ・開票は選挙当日の土曜日午後10時30分でいったん終了。日曜日は開票しない。月曜日午前に 開票作業を再開する(日本では投票日の午後8時から日曜日にかけて開票作業。)。
- ・期日前投票に加え、郵便投票も広く認められている。例えば、投票所から8キロ以上離れたところに住んでいれば郵便投票は可能。選挙から二週間近くが経過した4月6日18時までに到着した郵便投票は有効票としてカウントされる。ちなみに今回の郵便投票は50万票をすでに大きく超えており、まだ集計中。(日本では、身体に重い障害のある方に郵便投票が認められているが、投票日の4日前までにそのための申請が必要で、投票日以降に到着した郵便投票は無効扱いとされるのが通常。)
  - 特別な理由無くして投票しないと罰金55ドルが課される。
- ・投票所でソーセージが売っている(ことが多い)。「デモクラティック・ソーセージ」と言われるらしい。なぜハンバーグやステーキでなくソーセージなのかは不明。マフィンやケーキを売っている投票所もある。
  - ・投票用紙に、当選させたい順に候補者欄に1、2、3、4、5・・・と番号を付ける。





選挙当日は、私も近くの公立学校の投票所を訪れました。特に投票日当日に、支援者が活発にビ ラを配布して選挙運動を行っている様子は日本にはない風景でした。ビラには、どうやって番号を振 るかまで丁寧に記載されています。これは後に述べますが、オーストラリアの選挙制度の難解さに由 来しているとみられます。

また、投票所でのソーセージ等の食べ物販売も、お祭りのようで、興味深く思えました。かつて勤務 したロシアでは、政権が牛乳やお菓子を無償で配布して、投票率を上げようとやっきになっていました (それでも直近の2021年の下院選挙は約5割の投票率でしたが。)。投票しないと罰金が課される オーストラリアでは、投票率を上げるための食べ物販売は必要ないでしょう。むしろ、民主主義の集 大成である選挙という行事に家族皆で参加して、この1日を「楽しむ」という雰囲気を感じ、好ましく受 け止めました。 日曜日に開票が行われないことにも驚きました。投票日の夜、メディアは一斉に「労働党が過半数を確保へ」と報道し、ミンズ労働党党首は勝利宣言、ペロテー首相は敗北宣言と党首辞任を表明しました。他方で翌週に開票が進むにつれて、翌週後半から「過半数確保は危うい」との雲行きとなります。郵便投票の開票も継続中です。現時点では労働党は過半数の47議席に1~2議席届かず、無所属独立系3議員の支持を得て下院の多数派を形成すると言われています。

そうした開票作業とは関係なく、3月28日(火)にはミンズ党首はビーズリー州総督から首相就任の裁可を受けて、NSW 州の行政運営のコアとなる副首相、財務、保健、交通、教育、法務の各担当大臣を任命し、暫定内閣を発足させました。まもなくすべての閣僚名簿が発表されることでしょう。事前に公表された選挙日程では、4月14日(金)に下院の投票最終結果を公表(the declaration of results for the Legislative Assembly)、4月20日(木)に上院の投票最終結果を公表(the declaration for the Legislative Council)、5月上旬に下院議会・上院議会が開会(the first sitting)とされています。過半数を制したという十分な自信がないと、暫定内閣発足まで行かずに慎重になってしまうような気がしますが、裏返せば、ミンズ党首はそれだけ自信があったということだと受け止めました。

オーストラリアの難解な選挙制度を言葉で説明するのは容易でありません。前述したように、支援者が配布するビラは、有権者が具体的にどのように投票すれば良いか、どのように番号を振れば良いかを手ほどきする内容になっています。これは、選挙制度が一役買っているためだと思われます。



私なりに理解して説明してみます。ここでは下院を例に挙げます。

例えば候補者が A、B、C、D、E の5人いたとします。有権者は、当選させたい順番に、候補者の 左横の空欄に1から5の番号を振ります。

まず、優先順位が「1」の得票数を集計します。A、B、C、D、Eの順に多いとしましょう。A が過半数を獲得していればそこで当選です。そうでない場合は、「1」の得票数が最も少ない E がまず除外されます。そして、E を「1」とした票で「2」が付されている候補を「みなし1位」として A~D にそれぞれの票が上乗せ分配されます。それでも過半数がおらず、D が依然として一番少ない場合、D が除外されます。そして、D を「1」とした票の中から「2」が付されている候補 A~C に票が上乗せ分配され、また、E を「1」、D を「2」とした票の中から「3」が付されている候補 A~C に票が上乗せ分配されます。これを繰り返し、「みなし1位」を含めて過半数を獲得する議員が当選ということになります。

「当選させたい人の優先順位を付けられる」、「当選させたくない人に下位の数字を付して当選の機会を排除できる」という意味で、死票の少ない制度と評価することが可能でしょう。ただし候補者が例に挙げた5名程度であればよいですが、10人以上いると、有権者は番号を付ける作業に苦労すると思います。それでも、こうした難解な制度が、1918年に導入されて、100年以上経た今もなお継続しているという事実は、オーストラリア人が、この制度について、難解さを上回るだけの積極的意義を認めていることを意味すると理解しています。

なお、以上は州下院(Legislative Assembly)についての話です。州上院(Legislative Council)は、政党への投票(比例代表制)と、個人への投票が並立していますが、各党のビラを見ると、「前者(比例代表制)での投票だけで良い。その下にある個人への投票は記載不要。」と促されていることが分かります。一般の有権者の認識も、「上院は比例代表制」ということのようです。この上院の制度もかなり複雑ですが、私自身、自分の言葉で説明する自信がこれ以上ないので、今回はこのあたりで筆を置くこととします。

いずれにせよ、オーストラリアで初めて見聞した選挙は新鮮な体験でした。

(注:以上は筆者個人の理解に基づく記述ですので、誤りなどあれば、遠慮無く御指摘くださいますと幸いに存じます。)

(以上)